

<令和3年度入園 市立幼稚園就労支援型預かり保育に係る申込案内>

1 入園資格

(1) 住所要件：令和3年4月1日時点で高槻市内に住所を有していること。

(2) 対象児童

3歳児：平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた幼児

4歳児：平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた幼児

5歳児：平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた幼児

※市立幼稚園・市立認定こども園の通常保育、認可保育施設（保育所等）、臨時保育室とは併願可能です。

2 選考の申込期間等

(1) 申込期間 令和3年2月3日（水）～2月10日（水）

(2) 受付時間 午前8時45分～午後5時15分

(3) 受付場所 保育幼稚園事業課（高槻市役所総合センター7階）

(4) 選考結果 令和3年3月15日以降に郵送されます。電話での回答も同日以降行います。

3 預かり保育の実施時間等

(1) 実施時間 午前8時から午後6時まで（※延長保育はありません）

(2) 実施日 月曜日～金曜日又は月曜日～土曜日

※幼稚園の夏季・冬季・春季休業日も保育を実施します。

※月曜日～土曜日の預かり保育は、「6 必要書類」において土曜日の保育が必要であることが確認できる場合のみ利用できます。

(3) 留意事項

・預かり保育では給食は実施されません。お弁当の持参が必要です。

・PTA活動の役員選出の対象になる他、行事等への協力依頼がなされる場合があります。

4 預かり保育の定員

	3歳児	4歳児	5歳児
芥川幼稚園	8人	12人	20人
富田幼稚園	10人	10人	10人
西大冠幼稚園	8人	17人	25人

※令和3年度4月の募集人員は、定員から持ち上がりの人数を除いた数となります。

5 実施基準

保護者のいずれもが次のいずれかに該当することが必要です（教育・保育給付認定の2号認定の要件を満たしている必要があります）。

(1) 1か月に64時間以上（週3日かつ4時間／日以上）の就労又は就学を常態とすること。

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（※入園期間は、産前休暇の開始日が属する月の1日から産後休暇の満了日が属する月の末日まで）

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

(5) 求職活動を継続的に行っていること。（※入園期間は、入園日が属する月の翌月末まで。ただし、他の実施基準を満たすようになった場合を除く。）

(6) その他、高槻市教育委員会が認める事由に該当すること。

6 必要書類

(1) 入園・預かり保育申込書（様式第1号）

(2) 教育・保育給付認定申請書

(3) 要件書類（「5 実施基準」に該当すること示す書類で、保護者それぞれの分が必要）

- ①就労証明書、②自営業状況書、③就学状況証明書、④病気・障がい状況証明書
⑤介護・看護状況証明書、⑥求職活動申立書 ⑦母子手帳

※必要な提出書類の詳細については、記載要領を確認してください。

※保育所等の選考と共通の様式です。保育所等の申込み時に提出したものから変更がない場合は、追加での提出は不要です。上記以外の要件で申込む場合は、相談を行ってください。

※保護者以外で18歳以上65歳未満の同居人がいる場合、当該同居人が保育を行うことができないことを示す要件書類の提出があれば、選考上の不利がなくなります。

(4) 発育状況調書

(5) 令和2年度の課税状況確認書類（令和2年1月2日以降に高槻市に転入された方・転入予定の方のみ）

保護者それぞれについて、①～③のいずれか1通を提出してください。

- ①市・府民税（所得・課税）証明書 ②市民税府民税納税通知書
③市民税府民税特別徴収額通知書

(6) 世帯の状況を示す書類（該当する世帯のみ）

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護受給世帯に該当する場合は、記載要領を参考にそれを示す書類を提出してください。

※(1)～(4)の様式は、芥川・富田・西大冠幼稚園及び保育幼稚園事業課で配布を行っている他、ホームページからもダウンロード可能です。

<高槻市一組織から探す一保育幼稚園事業課一幼稚園等での教育を希望される方(1号認定)一高槻市立幼稚園等の入園案内>

※申込内容に変更があった場合や取り下げを希望する場合は「預かり保育の申込内容変更申請書」を、給付認定に変更があった場合は「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。

7 保育料

保育料無償化により、教育・保育給付認定の2号認定の有効期間内は、利用者負担額・預かり保育料は無償化されます。ただし、別途教材費等、園が必要と定めた費用がかかります。

8 留意事項

(1) ①認可保育施設（保育所等）、②市立幼稚園・市立認定こども園、私立認定こども園の1号（通常保育）、③臨時保育室とはいずれも併願可能です。

(2) 「5 実施基準」の要件（2号認定の要件）に該当しなくなった場合、預かり保育の利用は出来なくなります。ただし、通常保育に空きがある場合は、コース変更を行うことができます。

【問い合わせ先】

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
高槻市 子ども未来部 保育幼稚園事業課
TEL：072-674-7692 FAX：072-675-8648